

○志摩市寄附採納事務取扱要綱

令和8年3月31日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市(志摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。))及び学校等を含む。以下同じ。))において、現金、物品又は物件(不動産を含む。以下同じ。))に係る寄附の申出を受けた場合の取扱いについて、事務処理の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所管課 志摩市行政組織規則(平成16年志摩市規則第3号)第2条に規定する内部組織、志摩市消防本部の組織に関する規則(令和3年志摩市規則第22号)第2条に規定する組織、志摩市水道事業及び下水道事業管理規程(令和2年志摩市上下水道事業管理規程第3号)第2条第1項に規定する課、志摩市教育委員会の事務局の内部組織に関する規則(平成16年志摩市教育委員会規則第4号)第2条に規定する課及びセンターをいう。
- (2) 学校等 志摩市立学校設置条例(平成16年志摩市条例第105号)第1条の規定により設置する小学校及び中学校、志摩市立幼稚園条例(平成16年志摩市条例第106号)第1条の規定により設置する幼稚園、志摩市立保育所条例(平成16年志摩市条例第139号)第1条の規定により設置する保育所及び志摩市立認定こども園条例(令和5年志摩市条例第1号)第1条の規定により設置される認定こども園をいう。
- (3) 物品 志摩市会計規則(平成16年志摩市規則第62号)第115条第1項各号に規定する物品をいう。
- (4) 物件 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項第1号から第3号までに掲げるものをいう。

(5) 寄附物品等 市に対する現金、物品又は物件に係る寄附をいう。

(6) 美術品等 美術品、歴史的資料及びコレクション等をいう。

(寄附受納の要件)

第3条 市長は、寄附物品等について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、これを受納することができる。

(1) 寄附者の厚意による自発的なもので、市の行政目的(学校等にあつては教育目的等)に適合し、公益の増進に資するものであること。

(2) 既存の施設及び設備の使用に支障を生じさせず、かつ、市民(学校等にあつては園児、児童及び生徒等)の利用における安全性が確保できるものであること。

(3) 当該物品又は物件を受納したことによる維持管理(修繕、清掃及び廃棄等を含む。)について後年度にわたって過度な経費が発生しないこと。

(4) 美術品等にあつては、その価値が客観的に証明され、かつ、市において適切な保存環境及び管理体制が確保できるものであること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(5) 不動産にあつては、現に市の事業で必要とするものであること。

(6) 現金にあつては、小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費でないこと。

(7) PTA、自治会又は学区組織による小学校及び中学校への寄附物品等にあつては、別に定める学校における寄附物品等取扱要領に基づき教育委員会及び校長等(学校等の長をいう。以下同じ。)が適当と認めたものであること。

(8) 当該寄附が社会貢献活動の一環であり、かつ、寄附物品等自体が当該寄附者の特定の利益に直接的に結びつかないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附物品等を受納しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する場合
- (2) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者からの寄附物品等である場合
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする意図がある場合
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に抵触するおそれのある個人及び団体からの寄附物品等である場合
- (5) 法令上義務のない負担又は不当な条件が付されている場合
- (6) 寄附物品等が著しく少額又はその評価額が著しく低額である場合。  
ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (7) その他市長が不適当と認める場合  
(寄附の申出)

第4条 市長は、当該寄附の目的や用途を明らかにするため、寄附をしようとする者(以下「寄附申出者」という。)から、寄附申出書(様式第1号)により、申出を受けるものとする。

2 前項の場合において、寄附物品等が美術品等であるときは、所管課長(学校等にあつては、こども家庭課長又は学校教育課長をいう。以下同じ。)は、寄附申出者に対し、当該美術品等の価値を証する鑑定書その他これに類する書類(以下「鑑定書等」という。)の提出を求めるものとする。ただし、当該美術品等が、市長が別に定める美術展覧会において入賞している場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、鑑定書等の提出を必要としない。

(寄附受納の決定)

第5条 所管課長は、前条の規定による寄附の申出があつたときは、当該寄附の内容が第3条に規定する寄附受納のための要件に合致するか審査を行わなければならない。

- 2 学校等において前条の規定による寄附の申出があったときは、校長等は、当該寄附の内容が第3条に規定する寄附受納のための要件に合致するか審査した後、当該審査結果を副申として付し、受領した寄附申出書を所管課長に回付するものとする。この場合において、所管課長は、回付があった後、前項の規定と同様の手続を行わなければならない。
- 3 所管課長は、第2項の審査において、寄附物品等が不動産である場合又は将来的な財政負担が生じるおそれがある場合は、必要に応じ、財政課長その他関係課長に合議しなければならない。
- 4 所管課長は、第1項及び第2項の審査において、寄附物品等が美術品等である場合は、必要に応じ、外部の専門家等の意見を聴取することができる。
- 5 寄附受納の可否の決定は、志摩市事務決裁規程(平成16年志摩市訓令第5号)に定める決裁及び専決区分により行うものとする。この場合において、志摩市教育委員会事務決裁規程(平成16年志摩市教育委員会訓令第3号)第7条後段の規定は、適用しないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、市長の決裁を受けなければならない。
  - (1) 地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附又は贈与に該当する寄附物品等である場合
  - (2) 現金による寄附を受領した場合であって、当該寄附を原資として基金を設置しようとする場合
  - (3) 評価額が著しく高額な物品若しくは物件を受納する場合
  - (4) その他所管部長(部長相当職を含む。以下同じ。)が特に必要と認める場合
- 7 市長は、第5項の規定により寄附を受納することと決定したときは寄附受納通知書(様式第2号)により、寄附を受納しないことと決定したときは寄附辞退通知書(様式第3号)により、寄附申出者に通知するものとする。

(寄附採納)

第6条 市長は、前条第7項の規定により寄附受納通知書を受けた寄附申出者から寄附があったときは、寄附申出者に対し、次の各号に掲げる寄附の区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付しなければならない。

(1) 取得金額等が明らかである寄附物件等である場合 寄附物品等受領証明書(様式第4号(その1))

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 寄附物品等受領証明書(様式第4号(その2))

2 所管課長は、寄附があった寄附物品等の内容に応じ、備品台帳、固定資産台帳等への登録その他の必要な会計上の手続を行わなければならない。

3 所管課長は、寄附物品等を受納したときは、当該寄附物品等の金額及び内容にかかわらず、秘書課長に報告するものとする。

(表彰等)

第7条 市長は、市が20万円以上の寄附物品等を採納したときは、寄附申出者の同意を得た上で、次に掲げる方法のうちいずれか一以上により感謝の意を表するものとする。ただし、寄附申出者が希望しない場合は、この限りでない。

(1) 市広報誌への掲載

(2) プレスリリース

(3) 贈呈式の実施

2 所管部長は、市が個人にあつては100万円以上、団体にあつては300万円以上の寄附物品等を採納したときは、寄附申出者の同意を得た上で、志摩市表彰条例施行規則(平成18年志摩市規則第2号)第4条の規定により、一般表彰のための具申を行うものとする。ただし、寄附申出者が希望しない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、評価額を算定することが著しく困難な物品若しくは物件による寄附又はその性質、経済性等の観点から鑑定評価を実

施することにより評価額を算定することが適当でないと認められる物品若しくは物件による寄附を採納した場合その他市長が必要と認めた場合は、当該寄附申出者の同意を得た上で、前2項の規定による表彰等を行うことを妨げない。

(適用除外)

第8条 この要綱は、次に掲げる寄附については適用しない。

- (1) 国、県その他公共団体からの寄附
- (2) ふるさと納税(企業版ふるさと納税を含む。)による寄附
- (3) 災害に係る義援金及び物資等の寄附
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路の区域としての指定に係る寄附
- (5) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域としての指定に係る寄附
- (6) 志摩市法定外公共物管理条例(平成16年志摩市条例第208号)第2条第1号に規定する法定外公共物としての管理を前提とする寄附
- (7) 水道法(昭和32年法律第177号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他法令の規定に基づき帰属を受けべき公共施設等に係る寄附

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受納に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。